

質疑回答書

令和6（2024）年 1 1 月 7 日

みよし市 経営企画部
企画政策課 デジタル化推進室

項番	情報提供依頼書の該当箇所	質問の内容	回答
1	第 5 条 （1） 庁内GIS － 1 第 1 3 条 （5） LGWAN-ASP 登録	「第5条」では、LGWAN-ASP以外のシステム提供可である旨の記載を頂いていますが、その場合には「第13条」の LGWAN-ASP登録の資格要件は任意という認識で間違いないでしょうか？	ご認識の通りです。
2	第 5 条 （1） 庁内GIS 「1. オンプレの場合は 本市所有の情報系共通仮想基盤に構築することを想定している」	こちら貴市所有の情報系共通仮想基盤を利用する際のリソースの使用料は発生しますでしょうか。もし使用料が発生するとした場合でも、弊社が提示する利用料から一旦外させていただいてもよろしいでしょうか。	発生しません。
3	第 5 条 （1） 庁内GIS 「3. 同時接続アカウント数は、 2 0 とする。」 （2） モバイルGIS 「3. 同時接続アカウント数は、 5 とする。」	指定の同時接続を超える場合には、次の接続は許可しない仕様という認識でよろしいでしょうか？	定数を超える接続のアカウント制御は今後の検討事項となります。
4	第 5 条 （1） 庁内GIS － 5	動作環境の回線速度は庁内NWの下限速度という理解で合っていますでしょうか？	ご認識のお通りです。
5	その他	庁内GIS、公開GIS、モバイルGISのレスポンス指定（地図表示、属性表示が 3 秒以内など）はございますでしょうか？	仕様で指定するものではありませんが、今後予定するRFPではレスポンスも審査項目とすることを検討しています。
6	その他	庁内GISでは用紙サイズA1以上の大判印刷を実施されるケースはございますでしょうか？	あります。
7	「統合型 G I S 及び公開型 G I S システム導入に係る 情報提供依頼書」 1 目的	「個別GISを除く」と記載がありますが、個別 GISの機能、データは非対象と捉えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
8	「統合型 G I S 及び公開型 G I S システム導入に係る 情報提供依頼書」 2 RFI の前提条件（1）共通⑧	カスタマイズ対応は原則行わないとありますが、行う場合はどんな場合でしょうか。	具体的な想定は現時点ではないことからカスタマイズは原則行わないこととしています。今後必要機能を整理する中で、必要とする機能がパッケージ提供機能でない場合はカスタマイズとなることもあると思います。
9	「統合型 G I S 及び公開型 G I S システム導入に係る 情報提供依頼書」 2 RFI の前提条件（2）統合型GIS①	「既存の GIS システムから指定するレイヤーなどのデータを移行すること」と記載がありますが、個別GISのデータは含みますか。	含みません。職員が作成したレイヤーを移行対象としています。

10	仕様書（案） 6条物品調達 （2）公開型 GIS 用ベースマップ	具体的には協議の上、確定するものか、 提案するべきものかどちらでしょうか。	RFPまでには確定させる予定としていますが、最大20レイヤー程度になる 想定です。
11	第 7 条	別紙「搭載データ一覧」は公示頂いていない認識で合っています でしょうか？見落としておりましたら申し訳ございません。 保守作業で実施するデータ更新作業のインプットとなる地図データの仕様・形式を確認させていただきます。	搭載データ一覧は提供しておりません。現在搭載している地図データは以下のとおりです。 ・住宅地図 ・25,000分の1空間基礎 ・地番現況図 ・10,000分の1地形図（H20,H23,H27,H30,R3,R5） ・2,500分の1地形図（H20,H23,H27,H30,R3,R5） ・都市計画図 都市計画（H9,H13,H14,H15,H16,H17,H18,H19,H20,R5） 行政区界 街づくり誘導区域 学校区 施設 さんさんバス 交通安全施設 ハザードマップ 農業振興 ・図郭メッシュ ・都市計画図（S45）画像 ・航空写真（H15～R6毎年分）
12	仕様書（案） 第27条 データセットアップ	別紙「搭載データ 一覧 」をご提示ください。	
13	特記仕様書第 7 条	別紙「搭載データ一覧」の記載がありますが、RFIの資料には含まれていないと思われます。提供いただくことは可能でしょうか？	
14	情報提供回答依頼書 概算内訳書 モバイルGIS利用料について	あくまでGISのみの利用料とし通信費用等は計上しなくて よろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	特記仕様書第 7 条（1）住宅地図	住宅地図を表示する可能性のある、総端末数をご提示ください。	20アカウントを想定していますが、経費比較のために30アカウント分の見 積もりもお願いするものです。
16	特記仕様書第 5 条 8	レイヤ数は約2000レイヤで、提供形式はShapeとの記載がありますが、 地形図などはDM形式等のShape以外のオリジナル形式で提供いただけるか と思います。実際にShape形式で提供されるレイヤ数はどの程度になるか ご教示願います。	ユーザーレイヤーは約60レイヤーです。その他の地図データは、基本的 に各業務委託などで作成された成果品を提供することを想定していますが、 成果品の存在確認が完了していません。成果品が不存在かつ必要データの 場合、現統合型GISからデータをエクスポートするため、その場合は SHAPE形式での提供となる可能性があり、現時点で提示することはでき ません。
17	システム要件 5 条（1）庁内GIS 5動作環境	「InternetExplorer11」の記載がありますが対応が必要で しょうか？	記載誤りでした。InternetExplorer11対応は不要です。

18	システム要件 5条（1）庁内GIS 8データ容量等	GIS搭載時に貸与する「道路台帳図」のファイル形式について教えていただけますでしょうか。（例：DM形式、SHAPE形式等）	基本的に各業務委託などで作成された成果品を提供することを想定していますが、成果品の存在確認が完了していません。成果品が不存在かつ必要データの場合、現統合型GISからデータをエクスポートするため、その場合はSHAPE形式での提供となる可能性があるため、ファイル形式を確定させ提示することができません。
19	システム要件 5条（1）庁内GIS 8データ容量等	データ移行後に見栄えを継承するため「ユーザレイヤの見栄え情報」をご提供いただくことは可能でしょうか？また、可能な場合、その形式について教えていただけますでしょうか？（例：データ定義書※Excel形式、画面キャプチャ等）	色設定については各ユーザごとが持っています。想定では、移行するユーザレイヤーの見栄えは移行後に各ユーザーが再調整を行う想定としています。
20	システム要件 5条（3）公開型GIS	ハザードマップを公開する場合、種類を教えてくださいでしょうか。（例：洪水・土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ等）	RFPまでには確定させる予定としていますが、最大20レイヤー程度になる想定です。
21	庁内GIS 機能一覧※① 公開型GIS機能一覧（PCサイト）※② 公開型GIS機能一覧（スマートフォンサイト※③ モバイルGIS 機能一覧※④	機能一覧（※①～※④）の対応可否についてもあわせて提出してよろしいでしょうか？記載方法としてはエクセルの最終列に（○：可能、△：代替え機能あり、×：機能なし）を記載し提出してよろしいでしょうか？	今回のRFI後に機能要件の見直しを行い、RFPで提示するための、参考としたいため提出をお願いします。
22	庁内GIS 機能一覧※① 公開型GIS機能一覧（PCサイト）※② 公開型GIS機能一覧（スマートフォンサイト※③ モバイルGIS 機能一覧※④	※項番6の回答が「提出してよい」場合の質問です。 「△：代替え案あり」の機能について、代替え方法を記載し提出してよろしいでしょうか？	提出をお願いします。
23	仕様書（案） 5条（システム要件） （1）庁内GIS 9 一筆調書	一筆調書の運用方法およびデータ量他をご教授ください。 1）件数 2）フォーマット	1）日本測地系、世界測地系の筆が各々約23,000件です。 2）現在は、地籍調査成果データ（地籍フォーマット2000）から数値情報データ（各筆及び基準点等）に置き換えています。
24	特記仕様書第5条8	一筆調書を発行できるようにするとありますが、地籍測量調査成果品に含まれるファイルをGISに添付して参照可能とするのか、調書を動的にシステムで作成するかご教示願います。もし、動的な作成が必要な場合は、地籍測量調査成果品の仕様をご提示ください。	窓口等で地籍図の検索及び印刷等ができる環境であれば、その生成手法は問いません。現状は筆データの状態に応じて動的に筆界点、基準点の座標マトリクスを生成し、改ページ制御も自動で行っています。
25	システム要件 5条（1）庁内GIS 9一筆調書（地籍測量調査成果品から一筆調書を発行）	一筆調書をシステムで生成するために必要な「筆界点番号」と「基準点の情報（座標値）」はご提供いただけると考えてよろしいでしょうか？ またその場合のデータ形式（ファイル形式）について教えていただけますでしょうか。	筆界線、筆界点、基準点それぞれをレイヤーで管理しているため、それぞれのデータをSHAPE形式で提供可能です。

26	仕様書第 5 条（システム要件） （1） 庁内GIS 9 一筆調書	現行の庁内GISで利用している一筆調書出力用データは、契約後に借用できるという認識でよろしかったでしょうか。また、見積にあたりそのデータをRFI時に借用することは可能でしょうか。	筆界線、筆界点、基準点それぞれをレイヤーで管理しているため、それぞれのデータをSHAPE形式で提供可能です。RFI時にデータを提供することはできません。
27	仕様書第 5 条（システム要件） （1） 庁内GIS 9 一筆調書	一筆調書のデータ更新作業も運用保守に含まれるでしょうか。	一筆調書のデータ更新は、毎年定量ではないため、毎年度更新作業は別契約で委託する予定です。